

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	イノテック株式会社		コード	9880
提出日	2025/6/3	異動(予定)日	2025/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	中江 公人	社外取締役	○													○		有
2	廣瀬 史乃	社外取締役	○													○		有
3	栗山 史	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		・社外取締役中江公人は、行政機関及び金融機関における長年の経験と専門的な知識を有していることから、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言及び業務執行に対する適切な監督を頂けるものと判断しております。なお、中江公人は大和証券株式会社の監査役であり、当社は同社の親会社である株式会社大和証券グループ本社とRに関する取引がありますが、当該取引金額は僅少であり、当社の売上規模に鑑みて特別な利害関係を生じさせる重要性は無いものと考えております。また、日本航空機産業振興株式会社の代表取締役社長を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。 ・同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、経営陣から独立し、一般株主保護の観点から独立役員として期待される役割を果たすことができるため、独立役員として指定し届け出るものであります。
2		・社外取締役廣瀬史乃は、弁護士として企業法務及びコンプライアンス問題に精通しているうえ、豊富な国際経験や企業活動に関する幅広い見識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の経営全般に反映いただいているものと判断しております。なお、廣瀬史乃は阿部・井窪・片山法律事務所のパートナー等を兼任しておりますが、当社と同事務所等との間に特別な関係はありません。 ・同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、経営陣から独立し、一般株主保護の観点から独立役員として期待される役割を果たすことができるため、独立役員として指定し届け出るものであります。
3		・社外取締役栗山史は、金融機関及びコンサルティング会社における長年の経験を活かし、エレクトロニクス業界の調査で得た豊富な知見や資本市場からの視点を当社の経営全般に反映していただくことを期待したためであります。 ・同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、経営陣から独立し、一般株主保護の観点から独立役員として期待される役割を果たすことができるため、独立役員として指定し届け出るものであります。
4		
5		

4. 補足説明

独立社外取締役の独立性判断基準については当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第14条に記載しております。 https://www.innotech.co.jp/corporate/pdf/guideline20230623.pdf その概要としては、次の項目に該当しないことを独立性要件としております。①当社の総議決権の10%以上を所有する株主またはその組織に勤務経験がある、②過去5事業年度において当社の主要な取引先、主要な借入先、主幹証券等において勤務経験がある。③過去5事業年度において当社から多額の弁護士報酬等を得ている、④当社から一定額を超える寄付を受けた団体に所属している、⑤上記に掲げるものの二親等内の親族、⑥取締役の通算在任期間が10年を超える。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。